

上越市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
辰尾	上越市大字辰尾新田46-9先	上越市教育委員会が運行する上越市立南本町小学校の在学児童生徒が利用する通学用車両に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	上越市において個別に関係機関と協議し、合意を得たもの
長者原	上越市大字本長者原563-9先			
今池	上越市大字今池521-11先			